

インド洋西海域周辺諸社会における近世・近代移行期とその矛盾

― 奴隸制・奴隸交易の展開に着目して ―

鈴木英明

はじめに

「近世近代移行期の海域世界と国家」というテーマについてインド洋海域世界を対象に考察する際、まず注意すべきは、長らくこの海域世界を対象とした研究で「近代」が語られてこなかったという事実である。もちろん、われわれは定義次第でさまざまな「近代」を想定しうるが、それまでとは異なる、現代により連続性の高い時代として「近代」を捉えるのであれば、世界経済への包摂であるとか、植民地化の進展といったプロセスは、この海域世界にそうした意味での「近代」をもたらした大きな要因であるとい

うことができるだろう。しかし、従来のこの分野の研究の文脈では、それらは現代へと向かうこの歴史世界の「変化」ではなく、むしろ、それ以前の時代に存在してきたこの世界の「崩壊」を意味するものであった。対象が崩壊してしまえばその対象は語りえない。したがって、インド洋海域世界史においては長らく「近代」は存在しなかったのである。「近代」として語られたであろう世界経済への包摂であるとか、植民地化の進展は、世界経済や植民地といった枠組みのなかで語られる対象として、インド洋海域世界の歴史家たちは長らくその叙述を放棄してきたのである。より具体的な時期区分としては、一七五〇年頃が従来の歴史

インド洋西海域周辺諸社会における近世・近代移行期とその矛盾（鈴木）

家たちにとってこの歴史世界の「崩壊期」であった。¹⁾

しかし、およそ二一世紀に入るころから、この断絶を踏み越え、現代までを見通そうとする通史が著わされるようになる。たとえば、マイケル・ピアソンの『インド洋』は二〇世紀までをその叙述対象としており、従来の多くの研究のように、イスラーム教の伝播やヨーロッパ諸東インド会社の進出をこの海域世界の画期としていない点でもインド洋海域世界の通史に関する新しい潮流の代表作といえよう。²⁾ このような二〇世紀までを視野に収めた通史に、スガタ・ボースは積極的な意味を付与する。つまり、ボースは一八世紀の大きな変化を認めたいうえで、それをインド洋海域世界という枠組みで語らないこと自体が、植民地支配への移行期における変化のカギとなる要素の探求を妨げていると従来の研究を鋭く批判する。加えて、「崩壊」を理由に分析の舞台としてのインド洋海域を放棄することは、西洋対非西洋、そしてそれに付随するさまざまな二項対立概念を突き崩す方法論の発達を放棄する行為でもあると主張する。³⁾ 本稿の立場は、このボースの批判を踏まえたいうえで、とりわけ、一九世紀から二〇世紀初頭にかけての奴隸制・奴隸交易の趨勢をたどりながら、インド洋海域のなかでも、とりわけアフリカ大陸東部沿岸からインド亜大陸西岸のあいだに拡がるその西海域、そしてその周辺に生きた人々が

経験した近世・近代移行期を、「国家」や「海域」といったキーワードに留意しながら、検討しようとするものである。

インド洋西海域とその周辺諸社会を対象にこのようなテーマを設定した場合、多様な具体的検討対象を想起することができよう。そのなかで筆者が奴隸制・奴隸交易に焦点を当てるのは、それによって大きな矛盾を抽出できると考えるからである。それはすなわち、近代世界システムへの包摂と奴隸制・奴隸交易の消滅とのあいだの矛盾である。近代世界システムへの包摂を、インド洋西海域周辺諸社会が世界の他の社会とより密接に結び付くなかで生じた現象であるとみなすことに大きな異論はないだろう。旧来の研究の文脈では、それはこの歴史世界の「崩壊」をもたらした直接的な要因である。また、それらの研究が画期とみなした出来事に大きな重要性を付与しない先述のピアソンもその一方で、西欧における産業革命や資本主義の発達が一八〇〇年頃からこの海域世界に構造的、ないしは質的な変化をもたらしていくと考える。⁴⁾ 奴隸制・奴隸交易はこの海域とその周辺諸社会において非常に長い歴史を持ち、各社会に深く組み込まれていた。しかし、それらは、一九世紀から二〇世紀初頭までの——その長い歴史に較べれば——非常に短い期間のうちに、少なくとも法的に消滅

する。これは、インド洋西海域とその周辺諸社会に固有の現象ではなく、一九世紀から二〇世紀初頭にかけて世界の各地でみられた世界的な共通体験の一部でもあった。つまり、奴隷制・奴隷交易の消滅もまた世界規模の連関の進展のなかで生じた現象である。しかし、これと世界システムへの包摂とは、以下のように矛盾した関係にある。

近代世界システムにおいては、インド洋西海域とその周辺はいわゆる周縁地域に相当し、世界規模の分業体制のなかで、農作物の大量生産が求められる役回りを与えられるはずである。事実、マスカレーニュ諸島の砂糖、ザンジバル島のクローヴなど、プランテーション経済が浸透していく社会がこの海域の周辺に少なくない。プランテーションが経済の核になるためには労働力の増加が必須である。インド洋西海域とその周辺諸社会の場合、そうした労働力源が奴隷に求められていき、実際にザンジバル島などではアフリカ大陸部から大量の奴隷流入を確認できる。しかし、この労働力需要の激増という現象と同時並行して、奴隷交易はイギリス帝国の強いイニシアティブのもとに監視・取り締まりを受け着実に消滅への途をたどっていき、奴隷制もそのあとを追い、法的には消滅する。このような労働力需要の増加と労働力を担保する交易の消滅、世界商品の継続的な生産と奴隷制の消滅という相矛盾する現象の同時並

行のなかに、インド洋西海域とその周辺諸社会の近世・近代移行期におけるどのような姿が見出せるのだろうか。そこで、以下では、まず、インド洋西海域周辺諸社会における奴隷制の在り方を大づかみに捉えたい。奴隷労働力需要の増加をたどっていく。次にこれと同時並行していた奴隷交易の消滅の過程を追う。そうして双方を視界に収めたい。相矛盾する現象がどのような現実を生み出していったのかについて論じる。これらを踏まえて結論と今後の展望を導く。

インド洋西海域周辺諸社会における奴隷制

インド洋西海域周辺の諸社会には多様な奴隷制が存在しており、研究者たちはそれらに共通する定義を得ることに現段階では成功していない。ただし、確かなことは、大西洋、あるいは古代ギリシアやローマの事例から想起される一般的な奴隷のイメージと、インド洋西海域周辺諸社会のそれとの大きな差異である。一般的に、われわれは奴隷を自由の対比的な存在として理解しがちであるが、その理解はインド洋西海域周辺諸社会で見られる多くの事例には当てはまらない。むしろ、それらで多く見られるのは、自由と奴隷との対比的ではなく、連続的な関係である。また、

奴隷身分でない人間が奴隷よりも常に社会的に上位に位置するということもない。マムルークはその好例である。清水和裕の解釈によれば、スルタンの「イエ」の一員であり、擬制的な父スルタンによって与えられた社会的地位と権力を享受するその（擬制的な）子であるマムルークは、一般大衆の自由民との社会的関係においてその上位に位置していた⁷⁴。さらに、この場合のスルタンとマムルークとの関係にみえる保護と奉仕をめぐる関係は個人的な紐帯であるが、同様のものは自由民同士にも見いだすことができる。つまり、保護と奉公の関係の連鎖として社会的関係を見るならば、奴隷はその連鎖のなかのどこかに収まる存在であり、その位置は必ずしも最末端ではなく、むしろ、それは個々の奴隷の主人の社会的な地位に付随して定められるものなのである。したがって、奴隷の社会的位置を検討しようとするれば、集団単位ではなく、個人単位で検討すべきであり、多様な在り方を想定する必要がある。言い換えれば、奴隷を集団、あるいは階級として理解することは現実とかい離してしまうことになるのである。

このように、奴隷が自由民と同じ一連の保護と奉公の連鎖のなかに位置づけられるのは、インド洋西海域周辺の多くの社会において、奴隷が主に担わされていたのが主人と離れた農園などでの労働ではなく、むしろ、主人と極

めて近い場所で行う家内労働であったことが大きく影響する。たとえば、アフリカ大陸東部沿岸のスワヒリ社会では、奴隷の一般名詞はムトゥムワ（*mtumwa*、複数形 *watumwa*）であり、原義は「つかわれる者」である。こゝでの「つかわれる」には、「用いられる」と「遣い出される」の二つの意味が含意される⁷⁵。すなわち、スワヒリ社会では、奴隷とは原義的には主人によってさまざまに「つかわれる」存在なのであり、ときに主人の代理を果たすこともあった。そのためには、奴隷は主人の言語や慣習、文化一般を体得し、ホスト社会の一員となることが求められていた⁷⁶。つまり、この海域周辺の諸社会では、奴隷のホスト社会への同化が重要な問題として浮上する。ホスト社会からの同化の欲求に上手に応答することができれば、主人の社会的地位よりも上を望むことは難しかったが、個々の奴隷の社会的上昇は可能であった⁷⁷。

加えて、インド洋西海域周辺の諸社会では、奴隷制は生存のいち手段としても機能した。イスラーム法においては、奴隷は確かに所有者である主人の財産であり、それは家畜と同じく「声を発する財産」であったものの、主人は奴隷の衣食住に責任を有し、人間としての最低限の生活を保障しなくてはならず、生殺与奪の権利はもちろん主人にはなく、過度の懲罰も禁じられていた⁷⁸。最低限の生活が奴隷制

によって保障されるのは、イスラーム法の及ぶ社会に限られない。天候不順や獣害、虫害などによる飢饉が頻発するインド洋西海域周辺各地では、そのような危機に際して、自らを奴隷商人に委ねたり、あるいは、子供を奴隷として売ること、その子の生存を託したりする事例が広くみられた。^⑩

以上のように、インド洋西海域周辺諸社会においては、奴隷制は社会に深く組み込まれており、それぞれの社会の維持に不可欠な要素であったのである。

世界経済への包摂と労働力需要の増加、それに伴う現地社会の変容

インド洋西海域をまたにかけた奴隷交易の規模については、大西洋奴隷交易研究のような十分な情報の蓄積と分析とは進んでおらず、いまだに推測の域を出ていない。ただ、ほぼすべての推測において共通しているのは、一九世紀をその最盛期と見なしている点である。この増加は、大西洋方面への輸出の拡大を一方に、インド洋西海域周辺での世界市場向けの農作物生産のための労働力需要の高まりをもう一方にして生じた。^⑪ 前者については、ブラジルにおける奴隷需要と大西洋における奴隷交易の取り締まりの強化を

ブル要因に、一八世紀最末期から一八三〇年代にかけての東南部アフリカにおける干ばつやムファアカネと呼ばれるズールー王国の遠征活動とそれに伴う戦乱によって東南部アフリカで奴隷の大量供給が可能になったことをブッシュ要因に挙げられる。^⑫ たとえば、モザンビークは一九世紀を通じてアフリカ大陸のなかでアメリカ大陸への輸出奴隷数において第三位の地位を占めるようになった。^⑬ 後者については、たとえば、モーリシャス島では、すでに一八二二年の時点で、砂糖がこの島からの輸出品の八七パーセントを占める一方で、一八二〇年までにはポルトガル領モザンビークから運ばれてきた奴隷がクレオール人口以外ではこの島で最大規模の集団になっていた。^⑭ また、ザンジバル島とその隣島ペンバ島では一八三〇年代に「クローヴ熱狂」の時代を迎え、一八三九／四〇年と一八四六／七年とを較べれば、クローヴの生産高は約一倍に増加している。その後も、ザンジバル島とペンバ島ではクローヴの増産が続いた。この増産は、クローヴ樹の成長に伴うクローヴ樹一本当たりの生産量の増加だけに委ねることはできない。ザンジバル島では土壌がクローヴ栽培に適した北西部を中心に開墾が進められていった。そして、ザンジバル島およびペンバ島ではクローヴのみならず、ココヤシや砂糖のプランテーション栽培も進められた結果、従来、現地消費さ

インド洋西海域周辺諸社会における近世・近代移行期とその矛盾（鈴木）

れる食糧生産に用いられていた土地も商品作物生産にあてがわれるようになった。これによって、増加する人口に対して島内のみで十分な食糧を供給することが難しくなっていた。そのため、マリンディ近郊など、アフリカ大陸側で穀物など食糧生産のためのプランテーションが新たに作られていく。²¹つまり、商品作物用プランテーションが食糧用プランテーションを生むというプランテーションの連鎖が両島を起点にして生じていたのである。

このような世界市場との連動によって農業労働力が増加することで、既存の奴隷制に変化がもたらされた。すなわち、それまでの家内奴隷に加えて、プランテーションでの肉体労働を主たる労働として与えられる奴隷が登場するのである。スワヒリ社会の場合、プランテーションで労働を行う奴隷はムシエンジ (*mshenji*、複数形 *washenji*) ないしはムジンガ (*mjinga*、複数形 *wajinga*) と呼ばれた。これらはいずれも「蛮人」を意味する蔑称であり、沿岸部社会で生を受けた「ムザリア (*mzalia*、複数形 *wazalia*)」と呼ばれる奴隷とは明確に区別された。すなわち、ムシエンジやムジンガはホスト社会の言語や習慣、文化を理解しない（できない）、すなわち、本来的な意味でのムトゥムワになれない存在とみなされ、それゆえに、プランテーションでの肉体労働をあてがわれたと解釈することができるだ

ろう。²²

大量の農業労働力の流入はホスト社会に人口増加と新たな民族構成をもたらした。ザンジバル島のストーントウン税関によってこの島のイギリス領事館に提供された一八六六年五月から一二月までの奴隷輸送船の出入港記録によれば、この税関を通過した二万七十一人中、一万一八八二人がこの島にとどまったことになる。²³別の資料を挙げると、一八六〇年のザンジバル島を中心とする東アフリカのブー・サイド朝領内におけるインド系住民所有奴隷の一斉解放に際して作られたリストからは、奴隷を所有するインド系住民一人あたり平均で七・二人の奴隷がいた計算になる。²⁴また、このリストを整理すると、五〇以上の民族名称を奴隷たちの出身民族として拾い上げることができ、そのなかにはザンジバル島から約一〇〇〇キロメートルも離れた内陸部に居住する民族も含まれている。²⁵

こうしたザンジバル島の人口増加と多民族化とは、アフリカ大陸内陸部の過疎化と連動した現象であった。たとえば、上述のリストのなかでは奴隷の出身民族としては最大のヤオの居住域では、かつて大規模な綿花の栽培を行っていたが、奴隷の供給地が彼らの居住域に侵食し、人口が希薄になった結果、綿花の栽培が不可能になってしまった。²⁶このように、アフリカ大陸では沿岸部から徐々に内陸部に

主たる奴隷供給地が転位していったと考えられる。

世界市場との連結によって生じた労働力需要の増加は、奴隷需要の増加に直結し、それによって、とりわけアフリカ大陸東部では、広い範囲を対象にした人口の大規模な移動が生じた。ある地域で人口の激増と多民族化の急進がみられる一方で、別の地域では過疎化など社会の存続自体が危惧される深刻な状況も生じていたのである。

奴隷交易廃絶活動の展開と救出奴隷処遇問題

大西洋においてもそうであったように、インド洋西海域でも奴隷交易が奴隷制に先んじてイギリス側による廃絶の対象に定められた。一八二〇年のペルシア湾アラビア半島側諸政権との一般和平協約の締結を皮切りに、イギリス側はインド洋西海域での奴隷交易を制限するさまざまな条約を締結していく。そのなかでも注目すべきは、ブー・サイード朝とのあいだで結ばれた一連の条約である。上述の一般和平協約に調印しなかったブー・サイード朝とイギリスが結んだ最初の条約は一八二二年に締結された。この通称モアスピー条約²⁷の第六条では、すべての船舶に出発港と目的港に関する証明書の携帯が義務付けられ、条約締結から五日後に追加された条項では、イギリスによる検査、拿捕の

権限がデルガド岬、ソコトラ島の東方六〇マイル、デイウを結んだ線より東の海域で認められた。その後、この条約は一八三九年に改正され、イギリス艦船の管轄海域が一層拡大する。ただし、この時期にインド洋西海域で奴隷交易の監視に当たったインド海軍が様々な事情で監視活動に積極的に取り組めなかったために、一八二〇年から四二年までのあいだ、実は一隻の拿捕もなされない状態が続いた。こうした状況に鑑みて、一八四七年に締結された新条約（通称ハマートン条約²⁸）では、ブー・サイード朝の東アフリカ領として認められるキルワ島近辺の南緯九度二分とラム島近辺の南緯一度五七分のあいだのみ奴隷輸送が認められ、それ以外はイギリス艦船による監視・拿捕の対象海域となった。

奴隷交易廃絶に関するイギリスとインド洋西海域周辺諸政権との一連の条約は、一八四〇年代末までに大よその目処が付けられる。ただし、イギリス側の活動は、一八五〇年代初頭以降、きわめて緩やかに実効力を伴っていった。その後、一八六〇年代に入り、大西洋での奴隷交易廃絶活動にひと段落を付けた王立海軍が本格的に参画するようになる。実効力は断然と増幅する。インド海軍よりも拿捕の報奨金が高い王立海軍は、大西洋での経験をインド洋での活動に応用し、船上に備え付けられた大釜や水がめを根

拠に奴隷輸送に従事していると思しき船舶を「奴隷船」と決めつけ、それらを拿捕・破壊する「奴隷船狩り」ともいえる活動を行う^④。その過度な活動は、インド洋西海域の航海者や商人はもとより、現地で活動する欧米商人やひいては宣教師からも批判されるほどであった。しかし、いざれにせよ、その結果、救出された奴隷の数は飛躍的に増加し、たとえば、一八六五年から六九年にかけて海事裁判所のあるアデン港に輸送された救出奴隷は約三〇〇〇名にのぼった^⑤。

救出された奴隷が急増することは、奴隷交易廃絶活動の具体的な進展の反映にほかならないが、同時に、イギリス側は緊急の事態に直面する。つまり、大量の救出奴隷を処遇する必要が生じたのである。アデンでは、検疫などの観点から、それらの救出奴隷を近郊の小島に隔離し、彼らは働き口が斡旋されるまでその小島に留め置かれた。しかし、救出奴隷の急増に伴い施設が飽和し、居住環境は「監獄」と表現されるほど劣悪な環境であった。アデンやその近郊には雇用がなく、斡旋される仕事のほとんどはボンベイであった。すなわち、イギリス側は、救出してからアデンまでの移送、アデンでの滞在、そして、ボンベイへの移送にかかる費用の一切を負担しなくてはならなかった。そのためインド政庁は五年間で一万六〇〇〇ポンドの予算を付

けている。アフリカ東岸の奴隷交易に関する特別委員会はこれを「帝国の国庫に多大な負担^⑥」であると年次報告書に明記している。イギリス側はボンベイでの雇用だけに頼ることはできず、以下のような別の方法を模索することになる。

そのうちのひとつは、ボンベイなどに拠点を置く宣教師団に引き取らせるという方法である。奴隷にホスト社会への同化を求める傾向が強いインド洋西海域周辺諸社会では、同化のしやすさから子供が奴隷として好まれていた。それを反映し、救出される奴隷の多くは子供であった。大都市ボンベイで雇用を見つけても、その後、個々の元奴隷の動向をイギリス側がすべて把握することは難しく、成人でも誘拐に巻き込まれたり、女性の場合は売春を強要されたりする場合もあった。子供ならばその危険が一層高まることは容易に想定された。この観点から、特に子供たちは宣教師団が設立した教育施設に送られる場合が多かった。ナーシク（現インド・マハラシシュトラ州）には、英国聖公会宣教師協会によって設立された先述の経緯で救出された奴隷のみならず、宣教師活動のなかで救出した奴隷、あるいは、改宗した現地の子弟の学校があり、宣教師で探検家のデイヴィッド・リヴィングストンのポーターを務めた人物も輩出している^⑦。また、同宣教師協会がモンバサ近郊のラバイで

展開していた宣教活動やその後、一八七〇年代にそれを引き継いで建設された解放奴隷の生活共同体フレール・タウンで活動の中心となる人物らもこの学校で教育を受けた。

別の奴隷たちは労働力の不足する新興植民地へ労働力として送られた。たとえば、セイシェル島は一八六一年から一八七二年までのあいだに二五三二人の救出奴隷を受け入れている。同島では帝国の他地域と同様に、一八三四年に奴隷制が廃止された。セイシェル島に上陸した元奴隷たちは、奴隷制廃止によって労働力源を失ったこの島において新たな労働力を提供することになるのである。彼らはプランターなどの雇用者とのあいだで「徒弟制」の関係を結び、一定の期間を過ぎると自由身分になった。「徒弟制」の間中は雇用者によって掛け金が支払われることになっており、帝国の側は一連の出費に歯止めをかけることができた^⑧。植民地としてのインフラストラクチャーの建設にも元奴隷たちは従事した。

近年ではイギリス本国における奴隷制・奴隷交易の廃絶へ向けた運動にも多様な解釈が与えられるようになり、必ずしも「人道的」な観点からのみ進められてこなかったことが明らかになっている。しかし、「人道的」な観点をまったく排除してイギリス本国における運動を理解することもできないはずである。その延長線上に、インド洋における

奴隷交易廃絶の活動があるのならば、それもまたどこかに「人道的」な側面を含む一方で、それとは異なる論理も内包していると考えるのが自然だろう。救出後の元奴隷の動向を観察していても、やはりその双方の側面が浮かび上がってくる。確かに、救出した奴隷をその故郷に送り戻さないのは、戻ったところで再び奴隷にされるという再奴隷化を防ぐためであると説明され、それゆえにセイシェル島やインド亜大陸へと元奴隷は送られていった。それは救出された元奴隷の安全に対する配慮として受け止めることはできるだろう。また、子供たちの安全と将来の自立とを念頭に置いて、宣教会に彼らを委ねるというのも理にかなっているように見える。しかし、留意しておきたいのは、ナシクの教育機関の設立当初から、創設者たちは生徒たちが卒業後にアフリカ大陸に戻り、キリスト教の布教に従事することを願っており、それゆえに、学校ではアフリカ諸言語の教授に力を入れ、アフリカ大陸や奴隷交易の歴史を講じる一方、優秀な生徒を選抜し、伝道師や教師としての訓練を積ませていた^⑨。教育を施したアフリカ大陸出身者を用いてアフリカ大陸での布教を促進しようという試みは、アメリカ在住のアフリカ系奴隷や解放奴隷をリベリアに投入し、彼らを指導的な立場に立たせることで、同じアフリカ大陸出身者によって現地の「文明化」を進めようとした試

みと非常に類似している。⁴⁵ キリスト教の宣教活動と植民地支配の相関性については改めて指摘するまでもないが、とりわけ、フレール・タウンは、イギリス議会のアフリカ大陸東部の奴隷交易に関する特別委員会の後押しによって開始されたプロジェクトであった。⁴⁶

また、奴隷解放によって労働力を喪失したセイシェル島へ救出奴隷を移送する活動については、次の点を指摘したい。役人たちがアデンやボンベイよりも移送先に同島を推薦する根拠は、多くの場合、その方が、元奴隷たちが「幸せに暮らしていると思う⁴⁷」という程度のものであった。仮にそれが事実だとしても、彼らの移送が、奴隷制廃止後のこの島におけるプランテーションの維持や植民地建設のための労働力補充の役割を果たしていたことを否定することはできない。この文脈において、一八九七年に同島のヴィクトリアで開催されたヴィクトリア女王戴冠六〇周年式典は注目に値する。なぜならば、そこには二〇〇〇名の解放アフリカ出身者が集められ、彼らは「女王の栄えある治世の生きた証拠である。なぜならば、我々はみな奴隷制から自由してもらったのだから」と祝辞を述べさせられたからである。そこではむしろ「人道的⁴⁸」な帝国の彼らへの貢献が強調され、解放奴隷が奴隷制廃止後のプランテーションや植民地建設に果たした貢献は等閑に付されたのである。

「奴隷制の新しい形態」の登場

以上のような展開のなかで、インド洋西海域周辺諸社会は、奴隷制廃止という世界的な共通体験のなかに入り込んでいく。以下、奴隷制廃止以前から植民地支配下にあった地域、植民地支配下に入らなかった地域、そして奴隷制廃止前後にイギリスによる保護統治が開始された地域の状況をそれぞれ概観したい。具体的には、それぞれマスカレーニュ諸島、ペルシア湾岸アラビア半島側、ザンジバル・ペンバ両島を事例とする。

まず、植民地支配下の地域についていえば、一八三四年に英領で、四八年に仏領で奴隷制廃止が実現した。英領では廃止は即時的なものではなく、徒弟制を導入することで漸次的に廃止がなされていく。一方の仏領では即時的な廃止が実施された。ただし、どちらの場合においても、世界商品の生産継続と奴隷制廃止による労働力喪失のため、引き続き労働力の輸入が必要であった。そこで導入されたのが、契約労働制である。この契約労働制が奴隷制と較べてどれだけの「自由」を提供していたのかについては、様々な見解が存在する。しかし、重要なのは、奴隷制の廃止によって導入されたこの労働制度が、決して奴隷制と対極的

なものではなかった事実である。それは、「奴隷制の新しい形態」とも呼びうるものであった。⁴⁹ マスカレーニウ諸島を例にとれば、この新たな制度の下での労働力は、従来のアフリカ大陸東部・南部に加えて、インド亜大陸、そして中国からもたらされた。とりわけ、モーリシヤス島を例にとれば、一九一〇年に契約労働者による渡航が禁じられるまでに、四五万人強のインド亜大陸出身労働者がこの島へ渡つていった。⁵⁰ 一八四六年にはすでにモーリシヤス島の全人口の三分の一以上に達していた彼らの割合は、最盛期を迎える六〇年代には六二パーセントにまで達した。⁵¹ このようにモーリシヤス島では、世界商品の生産の継続（拡大）と奴隷制廃止のなかで、奴隷交易が存在していた時代よりも、より広範な地域から無視できない数の人びとが、一時的ではあれ、奴隷制と極めて似た関係性のなかに身を置くことになるのである。

一九世紀後半のインド洋西海域周辺を見渡したとき、直接的な植民地支配下に置かれなかったのと同時に、法的な奴隷制廃止がなされず、かつ奴隷需要が著しく増加していたのがペルシア湾岸アラビア半島側である。この時期、ペルシア湾における最大の輸出品であった真珠が特に欧米でファッションに取り入れられていったのに伴って、真珠採取業にそれまでにない労働力需要が生じた。⁵² 加えて、もう

ひとつの主要輸出品であったナツメヤシも北米を中心に消費が増加し、同様に労働力が求められていった。⁵³ 人口の希少なこの一帯では、そうした労働力需要に対応できる人口の余剰は少なく、海外からの奴隷輸入に依存する必要があった。しかし、アフリカ大陸東部沿岸からの奴隷輸出に対して監視の目が一層強まり、長距離の奴隷輸送が大きなリスクを抱え込むようになっていく。そこで新たな奴隷供給地として浮上していったのがバルーチスタンであった。バルーチスタンは特に電信線敷設などインド統治の関係でイギリス帝国の関心のなかにあり、一八四〇年代、その一部が英領バルーチスタンになる。またそのイラン寄りの地域は、ガージャール朝によって名目上の統治がされていた。しかし、いずれの場合も、実質的・直接的な統治とは程遠く、それらに対する抵抗活動や現地民集団間の争いが絶えなかった。加えて、家畜の略奪などと同じ文脈で、遊牧民同士のあいだに誘拐の習慣が存在していた。⁵⁴ こうした背景の下、奴隷は金銭との交換よりも、むしろ銃や弾薬などとの交換によってペルシア湾アラビア半島側へと流れていった。

ただし、一九三〇年代に入ると、世界恐慌、日本製養殖真珠の登場、ペルシア湾内での不漁により、真珠採取業が低迷する。ナツメヤシについても、それまでペルシア湾産

が市場を形成していた北米で自主栽培が軌道に乗ったことにより、やはり輸出が減速する。その結果、所有者が奴隷を維持できなくなる事例が増加する。たとえば、ペルシア湾岸周辺のイギリス領事館や現地代理人のもとに奴隷身分からの解放を求めて避難してきた奴隷たちの証言を分析すると、一二八二の事例のうち、自らを転売することを主人が画策していると聞きつけ、それを避難の原因に挙げる事例は約二三パーセントに達する。^{⑤7} また、虐待や酷使はそれよりも多く、約四七パーセントに達する。ここでの虐待や酷使には、直接的な暴力や稼ぎを総取りされてしまう場合が含まれる。それとともに見逃せないのが、主人の経済状況の悪化に伴う生活環境の変化も奴隷たちにとっては、虐待や酷使に相当するものであった点である。一例を挙げると、一九四九年七月にバフラインの政務官のもとに避難してきたシャアバーン・ビン・サーリム・ビン・シルールという男性は、オマーンにある主人の家で生まれ育ったが、幼いころ、主人は彼に対して「とても礼儀正しく、思いやりのある」人物だったという。しかし、経済状況が悪化すると、主人はシャアバーンを働きに出すようになり、彼はその稼ぎをすべて主人に渡していたという。しかし、逃亡の三か月前、仕事が得られず、稼ぎを渡せなかった彼は、主人に稼ぎを隠していると謂れないことで責め立てら

れ、主人の友人たちの前で殴られそうになった。これに嫌気が差した彼は遙々、ドバイを経由して、バフラインまで逃げてきたというのである。^{⑤8} このように、ペルシア湾岸アラビア半島側では真珠やナツメヤシの世界的なブームで急激に増加した奴隷を、いったんブームが去ったあと、所有者たちは従来のような方法で維持することができなくなっていた。

最後に、ザンジバル島とペンバ島の状況について言及する。ザンジバル島は一九世紀のインド洋西海域周辺諸社会において最大の奴隷積み出し地であった一方、ペンバ島と併せてこの島は最大の奴隷需要地でもあった。奴隷交易廃止から二四年後の一八九七年、イギリス帝国に後押しされたブー・サイド朝の君主による布告で、奴隷たちは解放の機会を得た。両島では一斉解放ではなく、奴隷が個々に法廷に赴き、そこで解放証明書を得る過程を経て、その奴隷の解放が政治権力によって保障されるという体裁がとられた。^{⑤9} 解放にあたっては、奴隷に他の臣民と同様に納税や賦役の義務が課せられ、居所と安定した生活の糧を証明することが求められた。もしも、奴隷が主人の土地に住み続ける場合は、法廷において主人とのあいだで賃貸の条件を確認しあうことも定められた。それらが履行できない解放奴隷は、「浮浪者」として認定された。^{⑥0} このような条件の

下で提供される「自由」を獲得した奴隷は、両島の全奴隷の約一〇パーセント程度だったと考えられる。⁶²フレデリック・クーパーによれば、奴隷たちにとって、この機会には、奴隷制か自由かの選択ではなく、主人のもとを離れて自立し、より良い生活を追求するか、奴隷制廃止がもたらす状況改善に期待して主人のもとに留まるかの選択であった。⁶³特にプランテーションで生活する奴隷の場合は、主人のもとに留まる事例が多く、その場合、奴隷たちはそれまでと同様に、自分たちのための耕地や家を使い続けることができた。また、奴隷たちのなかには、イギリス帝国という部外者によって保障された解放よりも、主人による自発的な解放を手に入れた方が、解放後により上位の社会的地位を得られると考える者もいた。⁶⁴

これらの状況をまとめると、奴隷制廃止という世界的な共通体験に際してインド洋西海域周辺諸社会が経験した点として次の二つを指摘できるだろう。ひとつは、それまでよりも大きな労働力の移動が、それまで奴隷として人口を大規模にこの海域周辺諸社会に流出させてこなかった地域を巻き込みながら引き起こされたことである。マスカレーニュ諸島では植民地統治の下で奴隷制が廃止されても、世界商品の需要に対応するために奴隷制に類似した労働形態が導入された。労働力の供給地は他の植民地や影響の強く

及ぶ地域に求められたが、それは奴隷交易が従来、カヴァーしていた地理的空間を超え、遠く中国まで及んだ。また、それまで奴隷として人口をインド洋西海域の他地域にもたらしていた地域でも、たとえば、インド亜大陸からはかつてない規模で大量の人口が短期間のうちに流出した。加えて、奴隷制が公的に廃止されなかったペルシア湾では、ちょうどインド洋西海域の各地が奴隷制の廃止を経験していたときに、真珠やナツメヤシが世界商品化し、奴隷需要が増加した。奴隷を従来のようにアフリカ大陸東部沿岸から求め難くなると、より近隣のブルーチスタンという新たな供給地を得るに至った。

二つ目に指摘すべきは、国家（帝国）による法的な奴隷制の廃止が現実の奴隷と所有者の関係にもたらした影響はそれほど大きくなかった点である。奴隷たちは解放という選択肢を用意されても、すべてがそれを選ばなかった。むしろ、ザンジバル島やペンバ島の奴隷たちは、主人の下に留まるほうが得とみれば、無理に既存の関係を壊さなかった。また、法的な解放というプロセスがなくても、ペルシア湾岸アラビア半島側でみたように、奴隷は解放された。世界経済の渦に巻き込まれたこの地域では、奴隷購買力の源となった真珠やナツメヤシといった世界商品のブームが去ると、奴隷を養いきれなくなっていったからである。

おわりに——近世・近代移行期に内包される矛盾——

以上、本稿では、インド洋西海域周辺の諸社会を対象にして、奴隸制・奴隸交易の展開に注目しながら、近世・近代移行期を観察してきた。無視できない非常に大きな変化とは、片方でインド洋西海域周辺にそれまでにない規模で農作物生産が求められそれに応えるための、また、植民地建設のための労働力需要が飛躍的に増加したことであり、もう片方でこの海域周辺における重要な労働形態として長らく存在してきた奴隸制、またそれを支える奴隸交易が消滅したことである。この相矛盾する二つの事象の並行的な展開こそがインド洋西海域及びその周辺諸社会の近世・近代移行期を特徴づける一側面であった。

この矛盾は、より具体的には、アフリカ大陸東部沿岸からの奴隸交易を取り締まることで、バルーチスタンが新たな奴隸供給地としての地位を与えられたところに現れている。あるいは、マスカレーニユ諸島で奴隸制が廃止されると、それに類似した制度が導入され、帝国の影響の及ぶ地域から人びとがやってきて、新たな制度の下で奴隸労働力の喪失を補い、世界商品の生産を維持・拡大させていったことにも見出すことができるだろう。ある人に与えた奴隸制からの解放が、別の人をそれに類した制度に招き入れて

いたのである。しかも、新たな労働者たちのなかには、別の場所で奴隸身分から解放されたはずの人びとが含まれていたという皮肉な現実すら存在した。なおかつ、国家（帝国）が用意した法的な意味での奴隸制廃止は、奴隸と主人とのあいだの関係性を完全には断ち切ることができなかつたし、その断絶はすべての奴隸の望むところではなかつた。逆に、国家による強制的な法的廃止を見なくても、世界商品のブームによって求められた奴隸がそのブームの去ることで、自らの望まぬ解放を得ることもあった。

この矛盾の山としてのインド洋西海域周辺諸社会における近世・近代移行期について、今後、より一層の理解を深めるためにはどのような可能性があるだろうか。奴隸交易・奴隸制をめぐる一連の展開が、インド洋西海域が他の地（海）域と連動することによって生じた現象であるとすれば、同様の現象は世界の他の地（海）域を舞台にしても生じていたはずである。すでに言及したように、奴隸制廃止は「世界史的共通体験」であったし、そのあとに続く契約労働制の導入も然りである。そのような観点に立てば、たとえば、アメリカ大陸やカリブ海における奴隸制廃止とそれに続くハワイや北米、南米への日本人をはじめとする他地域からの大規模な移民活動といった事例も、本稿で取り上げた事例と決して無関係ではなく、何らかの接点

を見出すことができるだろう。このように、「世界史的共通体験」を参照軸にして、それぞれの地（海）域における展開を並置し、世界的な全体像を描くなかで、相互参照的に個々の文脈における理解も進展していくのではないだろうか。そのような世界史的な試みについては、機会を改めて試みることにする。

註

- (1) インド洋海域世界史研究史のまとめとして、鈴木英明「インド洋——海から新しい世界史は語りうるのか」羽田正編『地域史と世界史』シネルヴァ書房、二〇一六年、八〇—八九頁を参照せよ。
- (2) Michael N. Pearson, *The Indian Ocean*, London: Routledge, 2003. そのほかには、たなか 晃 Mito Kearney, *The Indian Ocean in World History*, New York: Routledge, 2004; Edward A. Alpers, *The Indian Ocean in World History*, Oxford: Oxford University Press, 2014.
- (3) Sugata Bose, “Space and Time on the Indian Ocean Rim: Theory and History,” in Leila Tarazi Fawaz and Christopher A. Bayly, eds., *Modernity and Culture: from the Mediterranean to the Indian Ocean*, New York: Columbia University Press, 2002, 376.
- (4) 筆者は、地理的空間としての「海域」とそこを空間的な中心としてつながりあう人びとの総体としての「海域世界」とを峻別する立場をとる。したがって、本稿で論じる「インド洋西海域及びその周辺諸社会」と「インド洋西海域世界」とは異なる対象を指す。前者は地理的なインド洋西海域とその周辺の地域を含む地理的な側面の強い概念であるのに対して、後者は、本稿で言えば、イギリス本国でインド洋西海域の奴隷交易廃絶活動にかかわりを持つ人や中国の契約労働者を含む人びとの連関の総体を指す。本特集のテーマの「海域世界」は、むしろ、前者により近いと思われるので、本稿では先行研究に言及する場合以外は、インド洋西海域世界という表現は用いない。筆者の構想する「イン

インド洋西海域周辺諸社会における近世・近代移行期とその矛盾 (鈴木)

- 「インド洋西海域世界」の詳細については、鈴木英明「インド洋西海域世界の可能性——海域史から世界史へ」『歴史学研究』九一一号、二〇一三年、一七八—一八五頁を参照せよ。
- (5) Pearson, *The Indian Ocean*, 11-12.
- (6) Hideaki Suzuki, ed., *Abolitions as a Global Experience*, Singapore: NUS Press, 2016.
- (7) 清水和裕『イスラーム史のなかの奴隷』山川出版社、二〇一五年、六七—六八頁。
- (8) 鈴木英明「一九世紀東アフリカ沿岸部社会の奴隷制とシエンダー——『スワヒリ人たちの慣習』を手がかりにして」粟屋利江・松本悠子編『人の移動と文化の交差 (シエンダー史叢書七)』明石書店、二〇一一年、七一頁。
- (9) 鈴木「一九世紀東アフリカ」、七一—七二頁。また、中東社会との類似については、清水和裕「イスラーム世界における奴隷」弘末雅士編『越境者の世界史——奴隷・移住者・混血者』春風社、二〇一三年、五〇—五一頁を参照せよ。
- (10) Gwyn Campbell, "Introduction," in Gwyn Campbell, ed., *The Structure of Slavery in Indian Ocean Africa and Asia*, London and Portland: Frank Cass, 2004, xviii-xix.
- (11) 鈴木「一九世紀東アフリカ」。
- (12) Campbell, "Introduction," xxiii-xxv.
- (13) 柳橋博之『イスラーム財産法』東京大学出版会、二〇一二年、三四頁、柳橋博之『イスラーム家族法——婚姻・親子・親族』創文社、二〇〇一年、六三—一六三四頁、清水『イスラーム史のなかの奴隷』一四頁。
- (14) 後者の代表例として Edward A. Alpers, "The Story of Swema: Female Vulnerability in Nineteenth-Century East Africa," in Claire C. Robertson and Martin A. Klein, eds., *Women and Slavery in Africa*, Madison: The University of Wisconsin Press, 1983, 185-219 を取り上げた。この少女「スウエマ」の事例を参照せよ。
- (15) William Gervase Clarence-Smith, "The Economics of the Indian Ocean and Red Sea Slave Trades in the 19th Century: An Overview," in William Gervase Clarence-Smith, ed., *The Economics of the Indian Ocean Slave Trade in the Nineteenth Century*, London and Totowa: Routledge, 1989, 1. 具体的な奴隷交易の規模の推定については、鈴木英明「インド洋西海域と『近代』——奴隷の流通を事例にして」『史学雑誌』一一六巻七号、二〇〇七年、一〇頁、表一に挙げた諸研究に加えて、Pier M. Larson, *Ocean of Letters: Language and Creolization in an Indian Ocean Diaspora*, Cambridge: Cambridge University Press, 2009, 41; Matthew S. Hopper, *Slaves of One Master: Globalization and Slavery in Arabia in the Age of Empire*, New Haven and London: Yale University Press, 2015, 30-36 を参照せよ。
- (16) Herbert S. Klein, *The Atlantic Slave Trade*, 2nd ed., Cambridge: Cambridge University Press, 2010, 71-72; Richard B. Allen, *European Slave Trading in the Indian Ocean, 1500-1850*, Athens: Ohio University Press, 2014, 22; Hopper, *Slaves of One Master*, 35.
- (17) Klein, *The Atlantic Slave Trade*, 71.
- (18) Klein, *The Atlantic Slave Trade*, 71-72.
- (19) Vijaya Teelock, *Bitter Sugar: Sugar and Slavery in 19th*

Century Mauritius, Moka: Mahatma Gandhi Institute, 1998, 44, 63.

- (20) Abdul Sheriff, *Slaves, Spices and Ivory in Zanzibar: Integration of an East African Commercial Empire into the World Economy, 1770-1873*, Oxford: James Currey, 1987, 61-63.

- (21) Esmond B. Martin, *The History of Malindi: A Geographical Analysis of an East African Coastal Town from the Portuguese Period to the Present*, Nairobi: East African Literature Bureau, 1973, 57; A.I. Salim, *Swahili Speaking Peoples of Kenyan Coast, 1895-1965*, Nairobi: East African Publishing House, 1973, 26; Frederick Cooper, *Plantation Slavery on the East Coast of Africa*, Portsmouth: Heinemann, 1997 (1st 1977), New Haven: Pearson Education), 81-97.

- (22) ただし、この場合は沿岸部の外で生を授かった奴隷の同化と社会的上昇の可能性を閉ざすものではない。鈴木「一九世紀東アフリカ」七三―七七頁。

- (23) NAUK (The National Archives, UK, Kew) FO84/1279/43-46 [Tables setting for the legitimate slave trade at the port of Zanzibar].

- (24) ZIBA (Zanzibar National Archives, Zanzibar, Tanzania) 12/3 [List of slaves unlawfully held in slavery by British Indian subjects at Zanzibar and its dependencies, who have been emancipated at the Consulate].

- (25) Hideaki Suzuki, "Enslaved Population and Indian Owners along the East African Coast: Exploring the Rigby

Manumission List, 1860-1861," *History in Africa* 39, 2 (2012).

- (26) MAHA (Maharashtra State Archives, Mumbai, India) PD/1860/159/830/210-211 [Rigby to Anderson, Zanzibar, 21 March 1860].

- (27) Charles U. Aitchison, *A Collection of Treaties, Engagements and Sanads: Relating to India and Neighbouring Countries*, Calcutta: Government of British India, Vol. 13, 1909, 209-211.

- (28) Aitchison, *A Collection of Treaties, Engagements and Sanads*, Vol. 13, 221-223.

- (29) 一九世紀インド洋西海域周辺における奴隷の一大集積地であるアフリカ大陸東岸の主要港を支配するブー・サイード朝との条約締結は、インド洋における奴隷交易廃絶に不可欠なステップであり、その方面からこの一連の条約は取り上げられることが多い。他方、見落とされてきたのが、実は、これらがインド洋西海域において政治権力の力の及ぶ範囲を明確に可視化した嚆矢であった事実である。前近代のインド洋海域は一般に、政治権力の介入が極めて薄いとがたびたび指摘される。事実、羽田正が指摘するように、サファヴィー朝、ムガル朝、オスマン朝と関わったいわゆる現地の帝国は海洋支配にあまり関心を示していなかった。(羽田正「三つの『イスラーム国家』『イスラーム・環インド洋世界』一六一―一八世紀」岩波書店、二〇〇〇年、八五―八六頁) 海峡近辺の政治権力が海峡の交通を管理する事例はいくつかあるが、この一連の条約のように、明確に海洋に線を引き、権力の所在を明らかにする行為は、インド

インド洋西海域周辺諸社会における近世・近代移行期とその矛盾 (鈴木)

洋西海域の文脈では画期的であった。

- (30) 鈴木英明「インド洋西海域における『奴隸船』狩り——一九世紀奴隸交易廃絶活動の一断面」『アフリカ研究』七九号、二〇一一年、一七—二二頁。
- (31) OIOC (Oriental and India Office Library, British Library, London) IOR/L/P&S/18/B64/69 [Memorandum of Number of Slaves landed and liberated at Aden, and how disposed of, Aden Residency written by W. R. Goodfellow, 13 July 1869].
- (32) House of Commons Parliamentary Papers (以下、HCPP): Class B, East coast of Africa. Correspondence respecting the slave trade and other matters, 1870 [C.141] LXI. 783-784.
- (33) HCPP: Report addressed to the Earl of Clarendon by the Committee on the East African Slave Trade, dated January 24, 1870, 1870 [C. 209] LXI, 910, 912; HCPP 1870 [C.141] LXI. 783-784; HCPP: Report from the Select Committee on Slave Trade (East Coast of Africa); together with the proceedings of the committee, minutes of evidence, appendix and index, 1871 [420] XII. 29, 31.
- (34) HCPP 1871 [420] XII. 5.
- (35) インド洋西海域における奴隸交易廃絶活動にかかる費用については、一八七〇年代を通して議論された。イギリス本国の大衆の反応も含めたこの間の動向は、Caroline Shaw, *Britannia's Embrace: Modern Humanitarianism and the Imperial Origins of Refugee Relief*, Oxford: Oxford University Press, 2015, 180-191 を参照せよ。
- (36) Hideaki Suzuki, "Tracing their 'Middle Passages': Slave Accounts from the Nineteenth-Century Western Indian Ocean," in Alice Bellagamba, Sandra E. Greene and Martin A. Klein, eds., *African Voices on Slavery and the Slave Trade*, Cambridge: Cambridge University Press, 2013, 310-311.
- (37) HCPP 1871 [420] XII. 60.
- (38) HCPP 1871 [420] XII. 60.
- (39) Donald Simpson, *Dark Companions: The African Contribution to the European Exploration of East Africa*, New York: Harper and Row, 1976 (1st 1975), London: Paul Elek, 54-56.
- (40) Fred Morton, *Children of Ham: Freed Slaves and Fugitive Slaves on the Kenya Coast, 1873 to 1907*, New York and Bloomington: iUniverse, 2008 (1st. 1990, Boulder, San Francisco and London: Westview Press), 58-64; Simpson, *Dark Companions*, 137-138.
- (41) Deryck Searr, *Seychelles since 1770: History of a Slave and Post-Slave Society*, Trenton and Asmara: Africa World Press, 1999, 69-70.
- (42) HCPP 1871 [420] XII. 29-30.
- (43) HCPP 1871 [420] XII. 29.
- (44) Morton, *Children of Ham*, 55.
- (45) Andrew Claude Clegg III, *The Price of Liberty: African Americans and the Making of Liberia*, Chapel Hill and London: The University Press of North California Press, 2004, 33. また、アフリカ出身者のリベリヤ移住を積極的に

- に進める「アメリカ有色自由人の植民協会」The Society for the Colonization of Free People of Color of America」の機関紙には「現地住民をアメリカ出身奴隷たちが「文明化」させるために多大な期待を寄せた協会員たちの文章が多々掲載されている」(The African Repository and Colonial Journal 1 (1826), 7, 36, 109, *passim*; *ibid.* 8 (1833), 29, 34, 60, 128, *passim*)⁹
- (46) Morton, *Children of Ham*, 58.
- (47) HCPP 1871 [420] XII. 30.
- (48) Scarr, *Seychelles since 1770*, 70.
- (49) Hugh Tinker, *A New System of Slavery: the Export of Indian Labour Overseas, 1830-1920*, London: Hansab Publishing, 1993 (1st. 1974, Oxford: Oxford University Press).
- (50) Richard B. Allen, *Slaves, Freedmen, and Indentured Laborers in Colonial Mauritius*, Cambridge: Cambridge University Press, 1999, 16.
- (51) Allen, *Slaves*, 17.
- (52) Hopper, *Slaves of One Master*, 80-104.
- (53) Hopper, *Slaves of One Master*, 51-79.
- (54) Behnaz A. Mirzai, “the Abolition of the Slave Trade, and the Emancipation of Slaves in Iran (1828-1928),” Ph.D dissertation to York University, 2004, 53-63; Hopper, *Slaves of One Master*, 203-206; Hideaki Suzuki, “Baluchi Experiences Under Slavery and the Slave Trade of the Gulf of Oman and the Persian Gulf, 1921-1950,” *the Journal of the Middle East and Africa* 4, 2 (2013).
- (55) Philip Carl Salzman, *Black Tents of Baluchistan* (Washington DC: Smithsonian Institution Press, 2000, 133-136; Beatrice Nicolini, “The Baluch Role in the Persian Gulf during the Nineteenth and Twentieth Centuries,” *Comparative Studies of South Asia, Africa and the Middle East* 27, 2 (2007), 384-396, 391-392.
- (56) Hopper, *Slaves of One Master*, 183-196.
- (57) Hideaki Suzuki, “Some Observations on the Quantitative Analysis of Slavery and the Slave Trade in the Persian Gulf and the Gulf of Oman, 1906-1950,” paper presented at international conference “Enslavement, Bondage and the Environment in the Indian Ocean World,” held at McGill University (Montreal: Canada), 29 April 2011, 19-22. ただし、この証言の正確性は確かではない。
- (58) Suzuki, “Some Observations,” 22. 奴隷の証言に現れる避難の原因は通常、複数が挙げられる。したがって、先述の転売の噂と虐待や酷使の双方がひとつの証言で避難の原因と挙げられる場合も少なくない。
- (59) OIOC IOR/L/15/6/416/38 [Statement of Shaiban bin Salim bin Siroor of Dhahira al-Gharbieh, Oman, recorded at the Political Agency. Bahrain on the 30th July, 1949.
- (60) HCPP. Abolition of the legal status of slavery in Zanzibar and Pemba, 1897 [C.8433] LXII, 711-713.
- (61) HCPP 1897 [C.8433] LXII, 712-713. 特に女性の場合には「奉婦」ムスリムの姿象であった (Elisabeth McMahon, *Slavery and Emancipation in Islamic East Africa*:

インド洋西海域周辺諸社会における近世・近代移行期とその矛盾（鈴木）

From Honor to Respectability, Cambridge: Cambridge University Press, 2013, 57)。

- (62) Frederick Cooper, *From Slaves to Squatters: Plantation Labor and Agriculture in Zanzibar and Coastal Kenya, 1890-1925*, New Haven and London: Yale University Press, 1980, 73-74. 近年では、ペン島について「解放時の状況を加味し、推定値を二〇パーセント程度とする研究も存在する (McMahon, *Slavery and Emancipation*, 56-57)。

- (63) Cooper, *From Slaves to Squatters*, 75.

- (64) サンジバル島で公的に開放された奴隷たちのうち、六四パーセントが都市部の奴隷たちであった。彼らはすでに一定程度、賃金労働に従事しており、通常、慣習に従って稼ぎの半分を主人に渡していたが、その必要のなくなることから、解放されることにより積極的であった (Cooper, *From Slaves to Squatters*, 74)。

- (65) Cooper, *From Slaves to Squatters*, 76.

*本稿は、科学研究費助成事業（課題番号二六二四四〇三五、一六K一六八九六）及び日本学術振興会研究拠点形成事業「新しい世界史／グローバル・ヒストリー共同研究拠点の構築」の成果の一部である。

（長崎大学多文化社会学部准教授）